

## 都産技研の特許取得への取り組み

特許は皆様の技術を守ります。ここでは、特許取得へのご案内と都産技研の保有特許について紹介いたします。また、本特集で活用が期待される特許7件をわかりやすく解説しています。

### 特許権とは

特許とは、発明者に特許権という独占権を与え法的に保護を図る一方、その発明を公開してその利用およびさらなる技術の進歩を促すものです。企業において、新たな技術を開発し、優れた製品を生み出したとしても、その技術に特許がなければ真似をされても文句を言えません。しかし、この技術の特許化することにより、法的に守られることとなります。

自社の技術を法的に守る。これは企業にとって極めて重要なことです。また、取得した特許を他社に貸与しロイヤリティーを得ることも開発型企業にとって重要な収益源の一つになります。

### 特許の出願

新しい技術を開発し、特許権を得るためには関係書類を整え特許庁へ提出する必要があります。これら出願書類の構成は、特許願（発明者、出願人等）、特許請求の範囲（求める権利の範囲）、明細書（発明の内容）、図面（発明の内容を理解するのに役立つ図面）、要約書（発明のポイント）となっています。特許には、高い新規性が求められています。この新規性には、従来技術の応用から簡単に作り上げられない技術であることも求められています。そのため、今までの特許や論文の先行調査も重要となります。また、明細書には特許の請求範囲に記載された発明を裏付ける実験結果等の実施例も必要となります。

特許出願のための書類の作成と特許庁への出願手続きは、一般的には弁理士事務所に委託しています。

企業が特許を出願するにあたって、東京都知的財産総合センターでは、出願方法や費用等についての相談を受け付けています。また、外国特許出願等にあたっての助成制度も用意されています。相談は秋葉原本部とともに、東京都中小企業振興公社の城東、城南、多摩支社で行っています。都産技研でも毎週火曜日特許の相談員が派遣されています。特許出願を検討している企業には、相談することをお勧めします。

### 都産技研の特許

都産技研では、共同研究（都内中小企業や大学等）、基盤研究（独自に計画・実施）、外部資金導入研究（国や財団等からの資金）で技術開発を進めています。また、(独)科学技術振興機構（JST）が推進する地域結集型研究開発プログラムの中核機関として、都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発を推進しています。

都産技研は平成18年4月より柔軟でスピーディーな支援を強化するため、地方独立行政法人に生まれ変わりました。表1に平成18年4月以降に出願、登録された特許件数を示します。ここで、実施許諾は都産技研の特許を企業が利用している件数で、年平均の値を記載しました。年平均18件程度の特許が出願されています。その内約45%が企業や大学との共同出願となっており、企業との共同研究で生まれた特許が多いことがわかります。

表1 都産技研の保有特許（件数）

	管理件数	登録済	出願中	実施許諾
国内	77(23)	15(0)	62(23)	17
海外	3	0	3	0

（平成21年9月末現在）

（ ）内：地域結集型研究開発プログラムによるもの

### おわりに

企業の技術を守るのは特許です。都産技研では皆様とともに技術開発を推進し、その技術の特許化に取り組んでいます。

事業化支援部 技術経営支援室 <西が丘本部>

島田勝廣 TEL 03-3909-2151 内線 244

E-mail : shimada.masahiro@iri-tokyo.jp